

令和3年度 うまぐりの里事業計画

1 はじめに

うまぐりの里は、事業所の保護者をはじめとする地域関係者の理解と協力の下で、安定した組織運営が実施できています。

令和2年度は、世界的な流行となった「新型コロナウイルス感染症」の感染予防を中心に、各事業所利用者の健康と安全の確保に努めた年度となりました。新型コロナウイルス感染症の収束については、未だ出口が定まらない状況ではありますが、令和3年度のうまぐりの里では、引き続き感染症の拡大防止に努めるとともに、各事業所の利用者一人ひとりに対し温かく効果的な支援を行い、地域や利用者とその家族から信頼を寄せられる法人を目指していきます。

そして、ゆーあい工房利用者に対し、法人二つ目となるグループホームの建設が法人事業として決定しましたので、GH整備委員会が中心となり、具体化に向けた諸準備を進めていきます。

また、グループホーム整備と並行して、高齢・重度化傾向にある利用者に内在する課題を明確にし、法人の中・長期計画に反映させることも大きな役割であると考えております。

今年度については、新たな報酬改定の年であり、給付費等の収入は厳しい状況が続くことと思料されますが、利用率の向上と適切な支出管理に努めながら、役職員が一体となり、利用者一人ひとりが住み慣れたこの地域で安心できる生活を送れることを願い、福祉サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

2 計画の概要

(1) 安定した法人運営

① 評議員会の開催

定時評議員会 6月20日(日)

臨時評議員会 6月26日(土)

② 理事会の開催

4半期ごとに開催

6月5日(土)・9月4日(土)・12月4日(土)・3月12日(土)

臨時理事会 6月20日(日) その他必要に応じ開催

・会計監査の実施(財務会計に係るチェック体制の整備)

5月・11月

③ 財務規律の強化

・適正な予算及び支出の管理

- ・会計基準の適正な運用
- ④ 施設設備の管理
 - ・建物、設備、備品の定期点検や計画的な補修に努め、資産の適正な管理を行う。
 - ・館内のLED照明への切り替え工事を完了する。
- ⑤ 事業計画の策定
 - ・各事業所における適正なサービス提供
 - ・法人の現状把握と課題の抽出及び中・長期的な目標の設定
- ⑥ 事業運営の透明性の向上
 - ・運営状況の公開（現況報告その他のホームページ掲載、閲覧等）
 - ・機関紙ひだまりの発行（7月、1月）
- ⑦ 人材育成・研修の充実（オンライン研修を含む）
 - ・法人役員研修の充実
 - ・階層別職員研修の充実
 - ・職員処遇改善の取組み
 - ・役職員を対象とした内部研修の取組み
- ⑧ 災害及び感染症対策
 - ・新型コロナウイルス感染症等の感染予防を徹底し、県・市の指導のもと、万一に備えた感染予防関係備品を十分に備え、マニュアルとBCP計画に沿った迅速な支援を実施する。
 - ・近年は、地震・ゲリラ豪雨・台風の大型化など多くの災害が頻発しているため、マニュアルの見直しと備蓄や連絡体制整備等を徹底し、近隣地域との連携強化に努める。
 - ・栃木市及び栃木市障害者施設協議会等と連携し、福祉避難所の運営に協力する。

（2） 安心・安全なサービスの提供

- ① 利用者主体のサービス提供（ゆーあい工房）
 - ・利用者一人ひとりのニーズに沿った支援（個別支援）を実施する。
 - ・利用者の安定した生活を支援するため、相談支援事業所及び関係機関との連携、ネットワークの構築を図る。
 - ・生活介護事業の継続により、高齢利用者または障害の重い利用者に対する日常生活訓練（体力の維持向上・創作活動・社会生産活動）を実施する。
 - ・就労継続支援事業（B型）による、将来の就労に向けた作業技術の習得と工賃の確保を図る。

- ② 日中一時支援事業による介護者の一時的な休息の保障
- ③ 共同生活援助事業による地域における自立生活の支援（なごみ）
- ④ 相談支援の充実（めだか）
 - ・相談支援事業所の適正な運営
 - ・栃木市が行う「とちぎくらしだいじネット」と連携した地域住民に対する相談支援体制を整備する。
 - ・栃木市基幹相談支援センターへ職員1名が出向し、市内の困難ケースの相談支援に貢献する。
- ⑤ 権利擁護、人権の尊重、差別のない社会の実現
 - ・法令の遵守、事故防止の徹底に向けた各種マニュアルの見直しや整備を行う。
 - ・利用者の意思及び人格を尊重し、支援技術並びに人権意識の向上を図る。
 - ・苦情解決の仕組みを活かし、提供サービスのチェックに対応する。
- ⑥ リスクマネジメントの強化とマニュアル整備
 - ・日々の支援に潜む事故（交通事故、転倒等）、苦情、要望、ヒヤリハット等の発生に対し、迅速な対応でリスクを最小限に抑えていく。この実現に向けて、マニュアルを整備する。
- ⑦ 防災・防犯体制整備の充実と地域との連携
 - ・消防計画をもとに風水害や不審者侵入などを想定した訓練を実施する。

（3） 地域交流と開かれた事業所経営

- ① 地域との交流を目的にゆーあい工房まつり等の開催
- ② ボランティアの積極的な受入れ
- ③ 各種福祉系学生等の実習並びに介護等体験の受入れ

（4） 公益的な取組みの実施

- ① 地域課題に基づいた取組みを実施する。
 - ・11月23日（火・祝日）には、近隣に住む障害者や高齢者、地域住民を対象とした交流事業を実施する。

（5） グループホーム整備委員会の運営

- ・利用者やその家族からの要望等を踏まえ、法人2つ目となるグループホームの建設に向け「整備委員会」を運営する。
- ・定期的な委員会は3ヵ月に1度行うが、必要に応じて臨時の委員会を開催する。